

新型コロナウイルス感染症拡大の影響（家計急変）による学生に対する特別措置について

この度、福岡女子短期大学では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変し学業の継続が困難になった学生を対象に下記の特別措置制度を設けました。

区分	対象（注1）	措置内容	証明書類（一例）
A	◇生計維持者の一方（又は両方）が死亡した場合 ◇家計維持者の会社や商店等が倒産、廃業などした場合	学納金 全学免除	次のいずれかが必要となります ・戸籍謄本（戸籍抄本）又は住民票（死亡日記載） ・倒産届・廃業届等証明する書類
B	◇生計維持者の一方（又は両方）が病気により、半年以上、就労が困難な場合（注2）		・医師による診断書 ・雇用主による病気休職に係る証明書（注2）
C	経済的理由による免除 ◇生計維持者（一方又は両方）が失職（非自発的失業（注3）の場合に限る）した場合 ◇生計維持者の収入が大幅な減少（昨年同期の1/2の収入減）した場合 ◇A・B区分以外で特別な事情がある場合	学納金 半額免除	・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・前年度の収入を証明する書類及びコロナ感染症の影響による現在の収入を証明する書類 ・特別な事情を証明する書類

※ 特別措置の期間は、1年以内とします。

※ 返還の義務はありません。

※ 申請書類等により審査のうえ決定します。また、半年後に再審査を行います。

※ 特別措置の対象者は、国又は地方自治体が支給している公的支援の申請又は受給していることが必要です。この場合、証明書の提出が必要となります。

（注1）収入減収を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による特別措置の対象とはなりません。

（注2）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、
①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

（注3）「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）に記載されている離職理由コードに該当する場合をいいます。

※ 次の事由については、対象となりません。

- ① 生計維持者の離婚又は失踪
- ② 定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ③ 雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

【問合せ先】

福岡女子短期大学 学生支援課

TEL 092-922-9710